令和８年度第４回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年１０月２０日（火） 和歌山労働総合庁舎６階	１７時５０分から １８時２５分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数３名 定数３名 定数３名	出席３名 出席３名 出席３名

事務局（玉置）

定刻より１０分ほど早い時間でありますが、皆様お揃いですのでただいまから第４回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は専門部会の全委員が出席されておりますので、本部会が成立していることを報告いたします。

また、審議に当たりまして傍聴希望の公示を行いましたが、傍聴希望の申し入れがございませんでしたので報告いたします。

それでは、ここで他局の審議状況について報告させていただきます。

事務局（岡本）

はい。前回から２つの県で金額が出ております。大分がプラス６２円の１，２３８円で結審しています。もう１県の千葉は専門部会で採決となり、多数決によって５５円ということで、この後、本審で採決をすることになっています。今の段階で専門部会を通っているという状況でございます。

以上でございます。

事務局（玉置）

では、以後の議事進行を和中部会長にお願いいたします。

和中部会長

はい。委員の皆様、本日の審議もよろしくお願いいたします。

それでは議題 1、金額審議に入ります。前回、第３回の専門部会におきまして、労使双方から金額の再提示をいただきました。

労働者側からは５７円、４．８７％、引き上げの時間額１，２２７円の金額再提示がありました。

その趣旨としましては、今年度の連合和歌山の鉄鋼業における春闘結果に関する資料を御提示いただき、県内３００人未満の製造業の賃上げ率４．８６％、ならびに県内で把握可能な鉄鋼業における賃上げ率４．８２％をもとに、現行の１，１７０円に当てはめて計算すると５６．３円となり、これに地賃との優位性を確保することから地賃の引上げ額にプラス１円ということで、十分に現実的な金額であるという趣旨でございます。

使用者側からは５０円、４．２７％引き上げの時間額１，２２０円の金額再提示

がありました。
　その趣旨としましては、前回の金額提示で根拠としていた令和８年賃金改定状況調査の中から、賃上げを実施した事業所におけるＢランクの製造業の引き上げ率が４．３％であること、さらに日本商工会議所が実施した会員事業所の賃金改定状況調査の賃上げ率が４．２９％であったという御趣旨でございます。
　この後、公労公使の二者間協議を行い、労使から意見を伺って両者の差は７円まで縮まりましたが、依然、乖離があります。
　今回の４回目の審議におきまして合意に向けた審議を進め、全会一致で結論を取りまとめたいと思いますので、皆様御協力をお願いします。
　この後、金額の再提示をお願いしたいと思いますが、その前に御意見、御発言がございましたらお願いしたいと思います。
　労働者側、よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長
　使用者側、よろしいですか。

（意見等なし）

和中部会長
　はい。それでは、労使双方から金額の再提示をお願いしたいと思いますが、事前の協議は必要ないでしょうか。よろしいですか。

（意見等なし）

和中部会長
　それでは労働者側からお願いしたいと思います。

久富委員
　すみません、発言の前にまず資料をお願いします。

和中部会長
　はい。

（労働者側提出の公開資料を公益、使用者側委員に配付する。）

久富委員
　それでは第４回専門部会に当たり、これまでの議論を踏まえた私たち労働者側の見解と最終的な金額提示について申し述べさせていただきます。
　第１回から第３回専門部会において、私たち労働者側は一貫して物価高騰の実態

や和歌山県内の製造業および基幹労連のリアルな賃上げデータなど、明確な根拠に基づいて金額を提示してまいりました。前回は地賃の引き上げ額５６円に産業の優位性を示すプラス１円を加えた５７円を提示し、使用者側の皆さんに歩み寄りをお願いしたところであります。

また、第３回専門部会以降、私たち労働者側は、全国の特定最低賃金の改定動向を改めて精査してまいりました。全国的な傾向を見ますと、地域別最低賃金の引き上げ額と同額のプラマイゼロでの決着や、さらには地域別最低賃金の引き上げ額を下回るマイナスの決着となる県が例年になく多い状況にありました。鉄鋼業を取り巻く全国的な環境の厳しさについては、改めて労働者側も客観的な事実として真摯に受け止めたところでございます。

一方で、私たちが昨年度まで継続して強く主張してまいりました近隣他府県との特定最低賃金の格差是正という観点から関西圏の今年の動向を確認いたしました。今年度、大阪は前年度１，１８５円から５５円引き上げの１，２４０円。兵庫は前年度１，１８０円から５１円引き上げの１，２３１円という改定状況になってございます。

和歌山県の現在の鉄鋼最賃は１，１７０円で、仮に今回、和歌山県において地域別最低賃金の上昇額である５６円をそのまま足し合わせた場合、改定額は１，２２６円ということになります。この和歌山の５６円という引き上げ幅は、大阪の５５円、兵庫の５１円を上回るものであり、私たちが長年課題としてきた近隣他府県との格差を確実に縮めるという結果をもたらします。

労働者側は前回まで特定最賃としての優位性を示すプラス１円に強くこだわってまいりましたが、全国的な他府県の厳しい結審動向、そして何より５６円の引き上げによって、近隣他府県との格差が縮小、前進するという事実を受け止め、本日、労使双方が納得する結審に向けて、更なる大きな歩み寄りを決断いたしました。

具体的な金額提示といたしましては、前回の５７円からさらに譲歩し、地域別最低賃金の上昇額と同額であります５６円の引き上げ、１，２２６円の提示とさせていただきます。

もし、この提示額で使用者側の皆さんに御納得いただけない場合、大変残念ではございますが、全会一致での結審とならなくとも、これ以上の歩み寄りは一斉できないという労働者側の固い決意をここに申し添えておきます。

使用者側委員の皆さんにおかれましては、この労働者側の決断を御理解いただき、本日で結審ができるように御賛同を強くお願い申し上げまして、労働者側の発言とさせていただきます。

和中部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、使用者側からお願いできますでしょうか。

田中委員

はい。使用者側ですけれども、まず結論としては使用者側もプラス５６円の１，２２６円という提示にしたいと考えております。

今、労側からもあった御意見と大体重なる部分もあるのですが、鉄鋼業の優位性という部分については、当然、今まで話して議論の余地自体はあると思うのですが、足元ですね、今まで述べてきたように鉄鋼業の厳しい環境というのが非常に続いていて、これからも続くはずであるという点と他の都道府県の結審状況、それから、今まで提示させていただいた中小での実際の賃上げ幅というものも踏まえて、結論として地賃並みのプラス５６円という提示にしたいというふうに考えております。

最終的に全会一致で話し合いのもとに決めたいという思いは使側も一緒ですので、そういうことにさせていただいたという次第です。

和中部会長

はい、ありがとうございます。労使ともに５６円アップの１，２２６円ということで意見の一致をみた、と部会として意見の取りまとめを行いたいと思います。

改めてですが、現行の鉄鋼業最低賃金を５６円上げて、時間額１，２２６円とすることに異議はございませんでしょうか。

皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

和中部会長

はい。異議がないようですので、鉄鋼業最低賃金を５６円引き上げて、時間額１，２２６円とすることについて、全会一致で了承されたものとします。

次に、最低賃金以外の事項ですが、効力発生日につきまして、従来から１２月３０日の指定日発効としておりましたので、今回も令和８年１２月３０日の指定日発効とすることに異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

和中部会長

それでは、１２月３０日の指定日発効について承認されたものとします。

次に、本審会長に提出する部会報告書について検討していただきたいと思います。事務局は部会報告書案を作成し、配付してください。

事務局（玉置）

ただいま準備しておりますので、しばらくお待ちください。

（事務局が部会報告書案を作成し、各委員に配付する。）

和中部会長

事務局は部会報告書案を朗読してください。

（事務局が部会報告書案を朗読する。）

和中部会長
　ただいまの部会報告書案について、何か御意見等ございますでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長
　御意見がないようですので、報告書案が了承されたものとします。報告書原本は本審会長に提出しますが、事務局は報告書写しを委員に配付してください。

（事務局が部会報告書写しを各委員に配付する。）

和中部会長
　よろしいですか。
　続きまして、９月２日の第５回本審におきまして専門部会で全会一致の結審をした場合、これを審議会の決議とすることができるとする審議会令第６条第５項を適用することが議決されております。
　したがいまして、これより審議会の答申文について確認をさせていただきたいと思います。事務局は答申文案を作成し、配付してください。

事務局（玉置）
　はい、ただいま準備しますので、しばらくお待ちいただけますか。

（事務局が答申文案を作成し、各委員に配付する。）

和中部会長
　事務局は、部会答申文案を朗読してください。

（事務局が答申文案を朗読する。）

和中部会長
　ただいまの答申文案について、御意見等ございますでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長
　御意見がないようですので、ただいまの答申文を本日付けで審議会会長から労働局長に答申することといたします。
　事務局は、答申文の写しを委員に配付してください。

（事務局が答申文写しを各委員に配付する。）

和中部会長

今後の手続きにつきまして、事務局は説明をお願いいたします。

事務局（玉置）

本日答申をいただきましたが、閉庁時刻を過ぎておりますので明日付けで審議会の意見の公示を行います。

公示期間は、公示日の翌日から起算して１５日間となっておりますので、１１月５日まで公示を行いまして、この間に関係労使から異議の申出がありましたら、本審を開催して審議をしていただくことになっております。異議申出がない場合は、令和８年１２月３０日発効に向けて官報公示の手続きを取ることとなっております。以上です。

和中部会長

ただいまの説明について御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

次にその他の議題ですが、何かございますでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

よろしいですか。事務局はいかがでしょうか。

事務局（玉置）

特にございません。

和中部会長

それではここで、基準部長より一言御挨拶がありますのでお願いいたします。

（岡本労働基準部長挨拶）

和中部会長

ありがとうございます。それでは本日の審議を終了したいと思います。

当専門部会は本日をもちまして任務を終えることになります。各委員の皆様には円滑な部会運営に御協力いただくとともに、真摯かつ熱心な審議の結果、全会一致による議決がなされたことにつきまして感謝を申し上げ、閉会とさせていただきます。

各委員の皆様、どうもありがとうございました。